

【新設】（発行済株式）

59 の 3(1)－1 措置法第 59 条の 3 第 2 項第 1 号の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額（以下「払込金額等」という。）の全部又は一部について払込み又は給付（以下「払込み等」という。）が行われていないものも含まれるものとする。

【解説】

- 1 本制度の適用対象となる特許権譲渡等取引からは、関連者に対する特定特許権等の譲渡又は貸付けが除かれており（措法 59 の 3 ①）、この場合の関連者とは、法人で、適用対象法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（その他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の 50% 以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の特殊の関係のあるものをいう（措法 59 の 3 ②一、措令 35 の 3 ⑦）。
- 2 ところで、法人の中には、その設立の根拠となった所在地国の会社法等の規定により、その株式の払込み又は給付の金額（以下「払込金額等」という。）の全部又は一部の払込み又は給付（以下「払込み等」という。）が行われていないものが存在する。この場合、その払込み等が行われていない株式をどのように取り扱うのかといった疑問が生ずるが、この点、その発行価額の全部又は一部の払込み等が行われていない株式についても、その株主たる地位が与えられるというのが通例であり、そのような株式を発行している法人が関連者に該当するかどうかを判定する場合には、その払込み等が行われていない株式をその判定の基礎となる株式に含めるのが相当であると考えられる。
- 3 そこで、本通達において、この場合の「発行済株式」には、この株式の払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものも含まれるものとして取り扱うことを明らかにしている。